

令和7年度第3回平塚市国民健康保険運営協議会

次 第

日 時 令和8年1月15日（木）

午後2時～午後4時

場 所 平塚市役所本館6階 619会議室

1 開 会

2 議 題

（1）令和8年度平塚市国民健康保険税の税率改定について（保険税率の見直し）

【諮問事項】

（2）令和8年度平塚市国民健康保険事業特別会計

当初予算案と事業概要

（3）その他

3 閉 会

令和7年度 第3回

平塚市国民健康保険運営協議会

令和8年1月15日（木）

平塚市 健康・こども部 保険年金課





次 第

1 開会

2 議題

(1) 令和8年度平塚市国民健康保険税の税率改定について【諮問事項】

(2) 令和8年度平塚市国民健康保険事業特別会計
当初予算案と事業概要

(3) その他

3 閉会



スケジュール

- 2026年 1月初旬 • 確定係数に基づく国保事業費納付金と標準税率の提示
- 1月15日 • 第3回平塚市国民健康保険運営協議会にて
税率案、当初予算案の説明
- 2月 • 市議会への説明



(1) 平塚市国民健康保険税の税率改定

令和8年度国保事業費納付金の提示（確定係数による算定）

（単位：円）

	令和8年度 (確定係数)	令和7年度	前年差	前年比
総額	7,146,601,274	6,789,888,621	356,712,653	5.25%
医療分	4,711,025,721	4,534,280,515	176,745,206	3.90%
後期支援分	1,668,784,270	1,682,223,039	▲13,438,769	▲0.79%
介護分	599,344,267	573,385,067	25,959,200	4.53%
子ども・子 育て支援分	167,447,016	—	新規	新規



納付金が大幅に上がった主な要因

- ・診療報酬改定による引き上げ (R7.12.26)
 - ・改定率 2.22% 増 (過去最大の上昇幅)
 - ・診療報酬改定率
(報酬 +3.09%、薬価 ▲0.86%、材料価格 ▲0.01%)
 - ・県の納付金総額が、約2,466億円となり、昨年度
から約120億円の大幅上昇(5.12%)

平塚市の納付金前年度比
約3億5,671万円
の増 (+5.25%)

- ・子ども・子育て支援金制度の創設

平塚市の納付金
(新規)
約1億6,740万円



必要総額を約55億9,400万円と算出

(前年度当初比 約4億1,400万円増)

令和7年度税率で試算（国民健康保険システムによる計算）

(令和7年11月現在の被保険者数と加入被保険者の所得を基に算定)



算出結果 = 約52億1,200万円

令和7年度の税率では、必要税総額を満たすことができない。

約55億9,400万円（必要税額）> 約52億1,200万円（R7税率）



令和8年度平塚市国民健康保険税率（案）

令和7年度税率

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)
医療分	7.29%	28,530	18,500
後期支援分	2.99%	11,440	7,420
介護分	2.88%	11,690	5,770

令和8年度税率(案)

()は対前年比

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上
医療分	7.79% (+0.5)	30,900 (+2,370)	19,900 (+1,400)	—
後期支援分	2.94% (▲0.05)	11,600 (+160)	7,500 (+80)	—
介護分	2.95% (+0.07)	12,000 (+310)	5,800 (+30)	—
子ども・ 子育て支 援分	0.3%	1,197	772	56



令和8年度平塚市国民健康保険税率（案）の考慮事項

- ① 県から示された標準税率を参考に税率を改定
- ② 収納率は過去3年の平均から92.9%を想定
(R7は、92.5%)
- ③ 税率上昇を緩和するための対応策
 - ・ 基金繰入 1,500万円
(R7は0円)
 - ・ 一般会計繰入金 1億200万円
(R7は1億1,200万円)
 - ・ 所得の低い世帯への配慮
 - 応能割(所得割)
 - 応益割(均等割・平等割)

55.25(+0.25)	:	44.75(▲0.25)
(R7は、55:45)		



令和8年度平塚市国民健康保険税率（案）

()は対前年比

	所得割	均等割 (円)	平等割 (円)	18歳以上
医療分	7.79% (+0.5)	30,900円 (+2,370)	19,900円 (+1,400)	—
後期支援分	2.94% (▲0.05)	11,600円 (+160)	7,500円 (+80)	—
介護分	2.95% (+0.07)	12,000円 (+310)	5,800円 (+30)	—
子ども・子 育て支援分	0.3%	1,197円	772円	56円



その他（法改正への対応等について）

課税限度額の見直し

令和7年12月に閣議決定された税制改正大綱では、課税限度額について、医療分が66万円から67万円に1万円引き上げられ、総額が109万円から110万円となります。また、これに加えて子ども・子育て支援分が加算されることになり、限度額は3万円と決定されました。

平塚市国民健康保険税条例では、課税限度額を地方税法に規定されている法定限度額に合わせるように定めているため、課税限度額に関して条例の改正は行いません。

	現行	改定後	差
医療分	660, 000円	670, 000円	+10, 000円
後期支援分	260, 000円	260, 000円	0円
介護分	170, 000円	170, 000円	0円
子ども・子育て支援分	—	30, 000円	+30, 000円
合計	1, 090, 000円	1, 130, 000円	+40, 000円



軽減判定所得の見直し

世帯の軽減判定所得が、下表の基準額以下の場合は、保険税の均等割・平等割が軽減されます。

課税限度額と同じように条例改正の必要はありませんが、本市でも適用します。

国民健康保険税の軽減判定所得の基準

区分	改正前（令和7年度）	改正後（令和8年度）
7割軽減基準額	基礎控除 43万円 + {10万円×（給与所得者等の数-1）}	変更なし
5割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (30.5万円×加入者数) + {10万円×（給与所得者等の数-1）}	基礎控除 43万円 + (31万円×加入者数) + {10万円×（給与所得者等の数-1）}
2割軽減基準額	基礎控除 43万円 + (56万円×加入者数) + {10万円×（給与所得者等の数-1）}	基礎控除 43万円 + (57万円×加入者数) + {10万円×（給与所得者等の数-1）}



軽減判定基準額の計算例

加入者数	給与所得者等の数	7割軽減額	5割軽減額	2割軽減額
1人	0~1人	43万円以下	<u>74万円以下</u>	<u>100万円以下</u>
	2人	53万円以下	<u>84万円以下</u>	<u>110万円以下</u>
2人	0~1人	43万円以下	<u>105万円以下</u>	<u>157万円以下</u>
	2人	53万円以下	<u>115万円以下</u>	<u>167万円以下</u>
	3人	63万円以下	<u>125万円以下</u>	<u>177万円以下</u>
3人	0~1人	43万円以下	<u>136万円以下</u>	<u>214万円以下</u>
	2人	53万円以下	<u>146万円以下</u>	<u>224万円以下</u>
	3人	63万円以下	<u>156万円以下</u>	<u>234万円以下</u>
	4人	73万円以下	<u>166万円以下</u>	<u>244万円以下</u>



議題（2）

令和8年度 平塚市国民健康保険事業特別会計

当初予算案と事業概要



【全体】

- ◆被保険者世帯数 → 32,100世帯（対前年度▲1,100世帯）
- ◆被保険者数 → 45,300人（対前年度▲1,800人）と見込み積算
- ◆歳入歳出総額は、前年度比+1億1千5百万円 (+0.5%) の
約248.7億円
- ◆歳出の約68%を占める保険給付費は、1人当たりの医療費は上昇
するものの、被保険者数が減少する見込みであるため、前年度比
▲約2.3億円 (▲1.3%) の約169億円を見込む
- ◆国民健康保険事業費納付金は、診療報酬の大幅増や新たな子ども・
子育て支援納付金分を反映して、前年度比+約3.6億円 (+5.3%)
の約71.5億円 → 納付金の主な財源は国民健康保険税
→必要な税率を設定
- ◆国民健康保険税率は改定予定



予算規模の推移

単位:千円

年度	当初予算額	対前年度	補正予算額	最終予算額
R4	25,784,000	285,000	241,746	26,025,746
R5	26,193,000	409,000	178,220	26,371,220
R6	25,261,000	-932,000	349	25,261,349
R7	24,753,000	-508,000	2,047	24,755,047
R8	24,868,000	115,000	-	-

※R7補正予算額は12月補正までの実績



【歳入の主な事業】

①国民健康保険税(5,603,844千円／対前年度410,715千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」①参照)

- ・保険税率は歳入・歳出での必要額を見据え、前年度より改定する方針
- ・国民健康保険事業費納付金の増加に伴い税率改定を見込むが、全体で410,715千円(7.9%)の増
- ・歳入全体に占める割合は約23%

②県支出金(17,107,986千円／対前年度▲231,940千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」②参照)

- ・国、支払基金、県からの交付金等が合算され県から支出されるもの
- ・歳入全体に占める割合は約69%
- ・歳出「保険給付費」と対の関係にある「普通交付金」の減の影響が大きく、全体で231,940千円の減



(参考：県支出金の増減イメージ)

		増要因	減要因	流動的な要素
普通交付金		「保険給付費」の増	「保険給付費」の減	不当利得、第三者
特別交付金	保険者努力支援分	取組達成項目の増	取組達成項目の減	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特別調整(市町村分)	取組に要する費用増	取組に対する費用減	保険料減免実績 (非自発、被扶養者) など
	県繰入金(2号分)	取組達成項目の増	取組達成項目の減	特定健診受診率 特定保健指導実施率 保険税収納率 など
	特定健診等負担金	基準単価の増 健診実施人数の増 前年度不足分の反映	基準単価の減 健診実施人数の減 前年度超過分の反映	受診者の内訳 ・課税、非課税 ・基本、詳細項目 など



③繰入金(1,993,613千円／対前年度▲59,568千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」③参照)

★【他会計繰入金】

- ・「保険基盤安定繰入金(保険者支援分)」の見込額の減(▲1,172千円)
- ・「出産育児一時金等繰入金」は、制度改正により法定外繰入の扱いになるため皆減。
出産育児一時金は、出産育児交付金及び保険税により賄う(※詳細は次頁参照)。
- ・「その他一般会計繰入金」は、地方単独事業波及増分として、前年度から
10,000千円減の102,000千円

※地方単独事業(市の単独事業として、重度障がい者、ひとり親にかかる医療費を助成)を実施することにより医療費の増加に波及したとされる分

★【市国民健康保険基金繰入金】

- ・保険税率上昇緩和のため、15,000千円の取崩し予定(前年度から皆増)。



(参考：他会計繰入金における各種繰入金イメージ)

	繰入金名称	内容
法定	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)	保険税の負担緩和に対する繰入れ (県3/4、市1/4)
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	保険税の減額対象者の数に応じた繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)
	未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割軽減に対する繰入れ (国1/2、県1/4、市1/4)※R4.4.1～
	職員給与費等繰入金	職員給与費などの歳出「総務費」に対する繰入れ
	産前産後保険料繰入金	出産被保険者に係る産前産後期間の均等割軽減に対する繰入れ(国1/2、県1/4、市1/4)※R6.1.1～
	出産育児一時金等繰入金 (※令和8年度から制度廃止。 実施する場合は法定外となる)	出産育児一時金に対する繰入れ (歳出「出産育児一時金」の2/3) (→制度廃止:後期高齢者医療制度からの出産一時金への財政支援(出産育児交付金)が令和8年度から全面導入されることに伴い、出産育児一時金に係る一般会計繰入金及びこれに係る地方財政措置廃止。→出産育児一時金は、出産育児交付金及び保険税により賄う)
	国保財政安定化支援事業繰入金	国保財政健全化等のために講じられている地方財政措置分の繰入れ(低所得者分、年齢構成差分)
法定外	その他一般会計繰入金	地方単独事業波及増分に充てられる繰入れ



(参考：基金の状況)

年度	前年度末 現在高	当該年度増減額		当該年度末 現在高
		取崩	積立	
R4	313,047,000	33,000,000	50,000,000	330,047,000
R5	330,047,000	50,000,000	30,000,000	310,047,000
R6	310,047,000	50,000,000	40,425,920	300,472,920
R7	300,472,920	0	?	300,472,920
R8	300,472,920	15,000,000	?	285,472,920



市で設定する最低ラインニ特別交付金（県繰入金分（2号分））の評価点の獲得



★『前年度保険税調定額の5%以上を保有』 ⇒ 『280,462,820円以上』



- 令和7年度末の残高は、積立額が未定のため、約3億円の見込み
- 今後の保険税率上昇緩和の財源として一定の確保が必要（2億8千万円以上）



特別交付金が減額とならない最低ラインの残高を確保しつつ、
令和8年度の保険税率上昇を緩和するため、1千5百万円を取崩す



【歳出の主な事業】

④国民健康保険庶務事業(216,472千円／対前年度▲25,721千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」④参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">標準化後のシステムバージョン変更に伴う連携テスト対応や標準仕様書の改定に伴う対応業務などの標準化に関連する各種委託料の増	<ul style="list-style-type: none">被保険者数の減に伴う各種経費の減 →資格確認書等の印刷、発送数、 証一斉更新委託 →国保連レセプト処理・管理手数料 など前年度に実施した住居表示実施に伴う対応経費や標準レイアウト改版対応委託料の減傷病手当金支給終了に伴う関係経費分の減
増要因計 644千円	減要因計 ▲26,365千円



国民健康保険庶務事業 計 ▲25,721千円



⑤徴稅費(76,458千円／対前年度8,545千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑤参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・システム標準化に伴う印刷製本費の増・子ども・子育て支援事業に伴うシステム改修、標準仕様書の改定に伴う対応業務(収納分・滞納分)に関する委託料の増	<ul style="list-style-type: none">・本算定期PDF作成業務に係る委託料の減
増要因計 12,788千円	減要因計 ▲4,243千円



徴稅費(国民健康保険賦課徴稅事業)計 8,545千円



⑥保険給付費(16,870,154千円／対前年度▲227,073千円)

～療養諸費、高額療養費、移送費～ (A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑥参照)

- 市の推計は「過去の実績等に基づく1人あたり医療費 × R8被保険者見込数」で算出
- 1人あたり医療費は増加するものの、被保険者数の減少により、保険給付費全体は減

【1人あたり保険給付費の経年比較】

単位:円

年度	保険給付費	増減額	増減率
R4	327,097	-281	▲0.09%
R5	338,523	11,426	3.49%
R6	351,226	12,703	3.75%
R7	357,599	6,373	1.81%
R8	378,319	20,721	5.79%

※本表の保険給付費は療養諸費、高額療養費、移送費の計

※R4～6は実績(決算資料から(療養諸費、高額、移送費の計÷年平均))

※R7は決算見込み(普通交付金決算見込÷R7.11末時点平均被保数で算出)



⑦保険給付費(16,870,154千円／対前年度▲227,073千円)

～出産育児一時金～

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑦参照)

- ・過去の出生数と申請率から算出
- ・R6決算の状況や近年の減少傾向も踏まえ、前年度より減額した予算計上とした
- ・令和8年度からは制度改正により、財源は出産育児交付金及び保険税となった

【出産育児一時金の経年比較】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	件数	単価	金額	出生数	申請数	支給額
R4	175	420,000	73,540,000	113	117	48,963,829
R5	141	500,000	70,500,000	130	125	61,131,518
R6	110	500,000	55,000,000	107	101	50,403,084
R7	125	500,000	62,500,000	-	-	-
R8	108	500,000	54,000,000	-	-	-



⑧保険給付費(16,870,154千円／対前年度▲227,073千円)～葬祭費～

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑧参照)

- 過去5年の死亡数と申請率から、前年度比11件減の375件を見込む

【葬祭費の予算、決算推移】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	申請数	単価	金額	死亡数	申請数	支給額
R4	417	50,000	20,850,000	412	369	18,450,000
R5	403	50,000	20,150,000	429	390	19,500,000
R6	390	50,000	19,500,000	359	323	16,150,000
R7	386	50,000	19,300,000	-	-	-
R8	375	50,000	18,750,000	-	-	-



⑨保険給付費(16,870,154千円)／対前年度▲227,073千円)～傷病手当金～ (A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑨参照)

- ・令和2年度から開始した本市傷病手当金は令和5年5月10日をもって失効
- ・請求時効2年の期間も令和7年度で終了したため、令和8年度は予算計上しない

【傷病手当金の予算、決算推移】

単位:件、円

年度	当初予算			決算		
	申請数	見込単価	金額	申請数	平均単価	支給額
R3	10	100,000	1,000,000	11	80,954	890,494
R4	15	100,288	1,505,000	103	36,806	3,791,049
R5	100	41,191	4,120,000	12	42,612	511,339
R6	40	42,263	1,691,000	1	40,100	40,100
R7	5	40,100	201,000	-	-	-
R8	0	-	0	-	-	-



⑩国民健康保険事業費納付金(7,146,604千円)／対前年度356,713千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑩参照)

- ・医療給付費などの見込額から、国や県の公費で賄われる部分などを除いた額を基本に市町村の医療費水準や所得水準を考慮して県が市町村ごとに決定
- ・市町村は保険税収入などにより県へ決定額を納付
- ・令和8年度は子ども・子育て支援納付金分を追加

【納付金の当初予算推移】

単位:千円

	医療 給付費分	後期高齢 支援金等分	介護 納付金分	子ども・子育て 支援納付金分	計
R4	4,801,172	1,719,689	671,629		7,192,490
R5	4,980,102	1,782,821	623,640		7,386,563
R6	4,807,576	1,731,286	590,859		7,129,721
R7	4,534,281	1,682,224	573,386		6,789,891
R8	4,711,026	1,668,785	599,345	167,448	7,146,604



⑪保健事業費・病院事業費(24,400千円／対前年度1,650千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑪参照)

- ・直営診療施設(平塚市民病院)に対して交付される特別調整交付金を国民健康保険事業特別会計で収入した後、病院事業会計へ支出するもの

【納付金の当初予算推移】

単位:千円

	当初予算額	増減額	備考
R4	24,400	-	
R5	59,750	35,350	医療情報システムの更新
R6	27,150	▲32,600	
R7	22,750	▲4,400	
R8	24,400	1,650	



⑫国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)

(192,460千円／対前年度▲5,538千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑫参照)

【特定健康診査における対象者等の推移】

	R4 (確定値)	R5 (確定値)	R6 (確定値)	R7 (速報値)	R8 (見込値)
対象者	35,708人	33,784人	32,267人	33,079人	35,334人
受診率	36.4%	37.5%	36.7%	16.6%	40.0%
受診者数	12,984人	12,674人	11,844人	5,493人	14,134人
35歳健診	47人	28人	49人	31人	66人

※R7は11月21日現在速報値



⑫国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等) ~つづき~ (192,460千円／対前年度▲5,538千円)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・【新】広告料の増(神奈中バス車内広告及びデジタルサイネージ)・【新】公用車側面広告関係経費に関する委託料(専用マグネットシート作成)の増・【拡充】集団健診の実施回数の増(2回→4回)による関係経費の増・インセンティブ関係経費の増	<ul style="list-style-type: none">・予定対象者数の減による各種保険者負担金の減(特定健康審査検査料、人間ドック健診料)・前年度実施の健康かるてシステム改修費の減
増要因計 5,681千円	減要因計 ▲11,219千円



特定健康診査等事業(特定健康診査等) 計 ▲5,538千円



【特定健康診査受診率向上対策の拡充】

目的	健診未受診者を含め、多くの対象者が健診を受けることで、自身の健康状態を把握し、内臓脂肪の蓄積による生活習慣病の発症・重症化を予防する。
実施内容	<p>①健診受診の啓発手段の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・神奈川中央バス車内デジタルサイネージ（新規）やポスターによる啓発・公用車側面広告による啓発（新規） <p>②集団健診実施の拡充</p> <ul style="list-style-type: none">・実施回数を4回（見込み640人）に増やして実施（拡充）※R7：2回実施・集団健診勧奨通知（拡充）
期待する効果	<ul style="list-style-type: none">・見込みの受診者数（640人）により、健診受診率約2ポイント上昇。・かかりつけ医がない方や若い世代など、健診未経験者の受診を促す。・特定保健指導を同時実施し、特定保健指導の利用率向上を図る。
予算	<ul style="list-style-type: none">・広告料・広告（ポスター）印刷費・広告作成（公用車側面用）委託料・集団健診委託料（健診費用、健診セット郵送料、受付等）・会場使用料・集団健診勧奨通知（ハガキ作成委託料、郵送料）



⑬国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)

(17,640千円／対前年度 960千円)

(A3用紙:「令和8年度当初予算案総括表」⑬参照)

主な増要因	主な減要因
<ul style="list-style-type: none">・単価増に伴う積極的支援業務委託料の増・単価増に伴う動機づけ支援業務委託料の増	<ul style="list-style-type: none">・R8予定の実施方法に基づく生活習慣病重症化予防事業郵送通数の減
増要因計 1,153千円	減要因計 ▲193千円



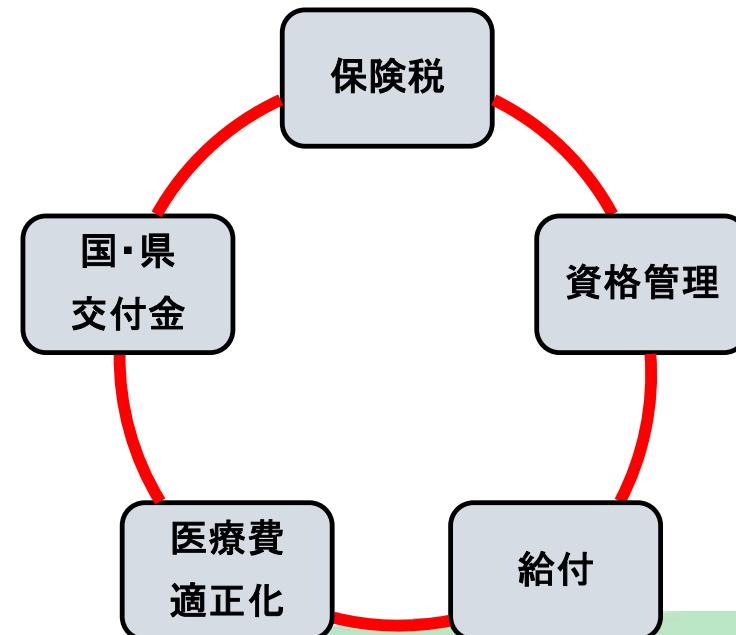
特定健康診査等事業(特定保健指導等) 計 960千円

【安定した財政運営に向けた取組】

- ◆保険税収納率の向上
- ◆国・県交付金の獲得、国・県への要望
- ◆保健事業による医療費適正化
- ◆適正な給付
- ◆適正な資格管理



- 各事務の精度向上
- 連動した取り組みの意識



御清聴いただきありがとうございました

健康・こども部 保険年金課



写

7 平保年第1007号

令和8年（2026年）1月15日

平塚市国民健康保険運営協議会

会長 古城 隆雄 様

平塚市長 落合 克宏

令和8年度平塚市国民健康保険税の税率改定について（諮問）

このことについて、貴協議会に諮問いたします。

1 質問理由

平成30年度の国民健康保険制度改革により、将来的な保険税負担の平準化を目的として、都道府県は市町村ごとの標準保険税率を算定・公表しています。市町村は、県が示す標準保険税率を参考に、国民健康保険税の算定方式等を定め、税額を決定します。

令和8年4月1日に施行される地方税法の一部改正により、令和8年度から、国民健康保険税の課税額に「子ども・子育て支援納付金課税額」が加算されます。

本市は、県が示す標準保険税率の算定方式を踏まえ、本市の国民健康保険被保険者の状況や財政状況等を考慮して、令和8年度の保険税率を設定します。

2 質問事項

令和8年度平塚市国民健康保険税の税率改定に関するこ

3 施行期日

令和8年4月1日

2 質問事項

令和8年度平塚市国民健康保険税の税率改定に関すること

(1) 税率

(医療分) 基礎課税額の税率 (第7条第1項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	7.29%	28,530 円	18,500 円
令和8年度	7.79%	30,900 円	19,900 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(支援金分) 後期高齢者支援金等課税額の税率 (第7条第2項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割額	世帯別平等割額
現 行	2.99%	11,440 円	7,420 円
令和8年度	2.94%	11,600 円	7,500 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

(介護分) 介護納付金課税額の税率 (第7条第3項関係)

	応能割額	応益割額	
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額
現 行	2.88%	11,690 円	5,770 円
令和8年度	2.95%	12,000 円	5,800 円

(子ども・子育て支援分) 子ども・子育て支援納付金課税額の税率 (第7条第4項関係)

	応能割額	応益割額		
	所得割額	被保険者均等割	世帯別平等割額	18歳以上被保険者均等割額
令和8年度 (新規)	0.3%	1,197 円	772 円	56 円

※ 特定世帯の世帯別平等割額は2分の1の額

※ 特定継続世帯の世帯別平等割額は4分の3の額

令和8年度当初予算案総括表 [対令和7年度当初予算]

単位 千円

科目	8年度当初	構成比	7年度当初	構成比	比較	説明	歳 入
							現年度分と滞納繰越分(前年度以前に課税されたが、納められず翌年度以降に繰り越された税)の保険税
① 国民健康保険税	5,603,844	22.6%	5,193,129	20.9%	410,715	7.9%	
一般被保険者国民健康保険税	5,603,844		5,193,129		410,715	7.9%	
現年課税分	5,369,434		4,974,401		395,033	7.9%	
医療給付費	3,447,911		3,217,894		230,017	7.1%	
後期高齢者支援金分	1,297,533		1,302,423		-4,890	-0.4%	一般被保険者 現年度分
介護納付金分	466,388		454,084		12,304	2.7%	
子ども・子育て支援納付金分	157,602				157,602	皆増	
滞納繰越分	234,410		218,728		15,682	7.2%	
医療給付費	148,259		137,101		11,158	8.1%	
後期高齢者支援金分	56,057		52,890		3,167	6.0%	一般被保険者 滞納繰越分
介護納付金分	30,094		28,737		1,357	4.7%	
子ども・子育て支援納付金分	0				0		
一部負担金	20	0.0%	20	0.0%	0	0.0%	支払猶予で、市に納める一部負担金
使用料及び手数料	30	0.0%	30	0.0%	0	0.0%	証明書発行手数料
手数料	30		30		0	0.0%	
総務手数料	30		30		0	0.0%	
証明書発行手数料	30		30		0	0.0%	
国庫支出金	5,036	0.0%	110	0.0%	4,926	4478.2%	
国庫補助金	5,036		110		4,926	4478.2%	
災害臨時特例補助金	0		10		-10	皆減	東日本大震災(東電福島原発事故)に際し、保険税や一部負担金等の減免を行うことによる負担増への補助
社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	100		100		0	0.0%	社会保障・税番号制度に係るシステム整備による負担増への補助
子ども・子育て支援事業費補助金	4,936				4,936	皆増	子ども・子育て支援事業に係るシステム整備による負担増への補助
② 県支出金	17,107,986	68.8%	17,339,926	70.1%	-231,940	-1.3%	
県補助金	17,107,986		17,339,926		-231,940	-1.3%	
保険給付費等交付金	17,107,986		17,339,926		-231,940	-1.3%	
普通交付金	16,766,302		16,979,313		-213,011	-1.3%	療養の給付など保険給付に必要な費用に対する交付金
特別交付金(保険者努力支援分)	78,588		95,132		-16,544	-17.4%	後発医薬品使用割合や特定健診の受診率など保険者としての努力を行う市町村に対する交付金
特別交付金(特別調整交付金分(市町村分))	54,124		57,545		-3,421	-5.9%	国の特別調整交付金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(県繰入金(2号分))	161,800		162,640		-840	-0.5%	都道府県繰入金のうち、市町村の特殊事情による財政難の不均衡を調整するための交付金
特別交付金(特定健康診査等負担金)	47,172		45,296		1,876	4.1%	特定健康診査・特定保健指導に対する交付金
財産収入	1,369	0.0%	705	0.0%	664	94.2%	令和8年度運用収益見込額
③ 繰入金	1,993,613	8.0%	2,053,181	8.3%	-59,568	-2.9%	一般会計、国民健康保険基金からの繰入金
他会計繰入金	1,978,613		2,053,181		-74,568	-3.6%	
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	788,936		797,848		-8,912	-1.1%	保険税(均等割・平等割)の負担緩和に対する繰入れ。県分を含む。
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	446,249		447,421		-1,172	-0.3%	保険税(均等割・平等割)の減額対象者の数に応じた繰入れ。国・県分を含む。
未就学児均等割保険料繰入金	12,100		10,122		1,978	19.5%	未就学児の均等割額の軽減措置に対する繰入れ
職員給与費等繰入金	559,973		575,119		-15,146	-2.6%	職員給与費等の総務費、共同事業拠出金に対する繰入れ
産前産後保険料繰入金	3,320		3,375		-55	-1.6%	産前産後期間の均等割・所得割保険税免除に対する繰入れ。国・県分を含む。
出産育児一時金等繰入金	0		41,666		-41,666	皆減	出産育児一時金に対する繰入れ
国保財政安定化支援事業繰入金	66,035		65,630		405	0.6%	国保財政の健全化等に資するために講じられている地方財政措置分の繰入れ
その他一般会計繰入金	102,000		112,000		-10,000	-8.9%	〔法定外繰入金〕地方単独事業波及分に充てられるもの
市国民健康保険基金繰入金	15,000		0		15,000	皆増	国民健康保険事業の財源不足に対応するための繰入れ
繰越金	100,000	0.4%	100,000	0.4%	0	0.0%	前年度からの繰越金
諸収入	56,102	0.2%	65,899	0.3%	-9,797	-14.9%	保険税の延滞金など
延滞金、加算金及び過料	25,000		30,010		-5,010	-16.7%	
一般被保険者延滞金	25,000		30,000		-5,000	-16.7%	
一般被保険者加算金	0		10		-10	皆減	
雑入	31,102		35,889		-4,787	-13.3%	
一般被保険者第三者納付金	21,195		28,218		-7,023	-24.9%	
一般被保険者返納金	9,904		7,668		2,236	29.2%	
現年分	8,594		6,558		2,036	31.0%	
不当利得等返納分	8,584		6,548		2,036	31.1%	
特定健診等返納分	10		10		0	0.0%	
滞納繰越分	1,310		1,110		200	18.0%	
不当利得等返納分	1,300		1,100		200	18.2%	
特定健診等返納分	10		10		0	0.0%	
その他雑入	3		3		0	0.0%	
歳入合計	24,868,000	100.0%	24,753,000	100.0%	115,000	0.5%	

令和8年度当初予算案総括表【対令和7年度当初予算】

単位 千円

科目	8年度当初	構成比	7年度当初	構成比	歳出		説明
					比	較	
総務費	565,039	2.3%	575,249	2.3%	-10,210	-1.8%	
総務管理費	487,857		506,612		-18,755	-3.7%	
一般管理費	485,630		504,295		-18,665	-3.7%	
職員給与費	269,158		262,102		7,056	2.7%	人件費
④ 国民健康保険庶務事業	216,472		242,193		-25,721	-10.6%	資格管理、保険給付、システム関係経費等の事務費
国民健康保険団体連合会負担金	2,227		2,317		-90	-3.9%	国民健康保険団体連合会への負担金
⑤ 徴税費	76,458		67,913		8,545	12.6%	保険税賦課・徴税業務の費用
運営協議会費	724		724		0	0.0%	運営協議会の費用
⑥ 保険給付費	16,870,154	67.8%	17,097,227	69.1%	-227,073	-1.3%	
療養諸費	14,668,116		14,852,893		-184,777	-1.2%	
一般被保険者療養給付費	14,478,108		14,660,559		-182,451	-1.2%	一般被保険者が診療などを受けた際に支払う費用のうち、保険医療機関等に支払うもの
一般被保険者療養費	145,055		145,984		-929	-0.6%	一般被保険者が診療、治療用装具やその他の事情により全額自己負担した場合に、保険給付割合に応じた額を支給するもの
審査支払手数料	44,953		46,350		-1,397	-3.0%	レセプト点検の手数料
高額療養費	2,129,065		2,162,106		-33,041	-1.5%	
一般被保険者高額療養費	2,126,450		2,158,784		-32,334	-1.5%	
一般被保険者高額療養費	2,120,411		2,152,487		-32,076	-1.5%	一般被保険者が支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額療養費(外来年間合算)	6,039		6,297		-258	-4.1%	70歳以上の一般被保険者が1年間に支払った一部負担金が高額で、自己負担限度額を超えた場合に支給するもの
一般被保険者高額介護合算療養費	2,615		3,322		-707	-21.3%	
移送費	200		200		0	0.0%	負傷、疾病等により移動が困難な被保険者が、医師の指示により緊急的に移送された際に支給するもの
一般被保険者移送費	200		200		0	0.0%	
出産育児諸費	54,023		62,527		-8,504	-13.6%	
⑦ 出産育児一時金	54,000		62,500		-8,500	-13.6%	被保険者が出産した際に、出産児1人につき50万円を支給するもの
審査支払手数料	23		27		-4	-14.8%	
⑧ 葬祭諸費	18,750		19,300		-550	-2.8%	被保険者が亡くなった際に、喪主に対して5万円を支給するもの
⑨ 傷病手当金	0		201		-201	皆減	新型コロナウイルス感染症に感染し業務に就くことができない被保険者に、その間の生活保障として一定額を支給するもの
⑩ 国民健康保険事業費納付金	7,146,604	28.7%	6,789,891	27.4%	356,713	5.3%	
医療給付費分	4,711,026		4,534,281		176,745	3.9%	一般被保険者の医療給付費分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者医療給付費分	4,711,026		4,534,281		176,745	3.9%	
後期高齢者支援金等分	1,668,785		1,682,224		-13,439	-0.8%	一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る納付金を県に納付するもの
一般被保険者後期高齢者支援金等分	1,668,785		1,682,224		-13,439	-0.8%	
介護納付金分	599,345		573,386		25,959	4.5%	介護納付金分に係る納付金を県に納付するもの
介護納付金分	599,345		573,386		25,959	4.5%	
子ども・子育て支援納付金分	167,448				167,448	皆増	子ども・子育て支援納付金分に係る納付金を県に納付するもの
子ども・子育て支援納付金分	167,448				167,448	皆増	
共同事業拠出金	0	0.0%	0	0.0%	0		一般被保険者から退職被保険者に移行する方の一覧表作成に係る拠出金を国保連へ支払うもの
共同事業拠出金	0		0		0		
保健事業費	243,134	1.0%	247,928	1.0%	-4,794	-1.9%	
保健事業費	33,034		33,250		-216	-0.6%	医療費通知・ジェネリック医薬品差額通知などの費用
保健普及費	8,558		10,500		-1,942	-18.5%	
病院事業費	24,400		22,750		1,650	7.3%	直営診療施設に対して交付される特別調整交付金を病院事業会計へ支出するもの
一般会計繰出金	76				76	皆増	ヘルスアップ事業に係る補助金分を一般会計へ繰り出すもの
特定健康診査等事業費	210,100		214,678		-4,578	-2.1%	こくほの健診・こくほの人間ドック等に係る費用
国民健康保険特定健康診査等事業(特定健康診査等)	192,460		197,998		-5,538	-2.8%	
国民健康保険特定健康診査等事業(特定保健指導等)	17,640		16,680		960	5.8%	
市国民健康保険基金積立金	1,369	0.0%	705	0.0%	664	94.2%	平塚市国民健康保険基金への積立金
諸支出金	41,600	0.2%	41,900	0.2%	-300	-0.7%	還付金・返還金など
償還金及び還付加算金	41,600		41,900		-300	-0.7%	
一般被保険者保険税還付金	40,000		40,000		0	0.0%	
償還金(保険給付費等交付金償還金)	1,000		1,000		0	0.0%	
一般被保険者保険税還付加算金	600		900		-300	-33.3%	
予備費	100	0.0%	100	0.0%	0	0.0%	
歳出合計	24,868,000	100.0%	24,753,000	100.0%	115,000	0.5%	

歳入歳出差引額

0

0